

2016年度 商品別共済金の支払件数・支払対象外件数

(共済金振込日2016年3月21日～2017年3月20日)

(1)《たすけあい》《あいあい》

	死亡・重度障害	病気入院・事故入院	手術	事故通院	その他	合計
支払件数	7,669	313,042	172,356	556,194	62,775	1,112,036
解除	4	429	470	22	384	1,309
重大事由解除	0	12	7	8	0	27
免責および 支払対象外	425	3,142	18,570	14,955	912	38,004
お支払非該当 件数合計	429	3,583	19,047	14,985	1,296	39,340

その他・・・女性特定病気入院共済金、家族死亡・重度障害共済金、親死亡・重度障害共済金、
扶養者事故死亡・重度障害共済金、住宅災害共済金、先進医療特約

(2)《あいぶらす》

	死亡・重度障害	病気入院・事故入院	手術	がん特約	合計
支払件数	7,365	112,328	15,049	16,800	151,542
がん無効	-	-	-	8	8
解除	2	154	112	107	375
重大事由解除	0	7	3	0	10
免責および 支払対象外	91	1,466	1,580	1,610	4,747
お支払非該当 件数合計	93	1,627	1,695	1,725	5,140

(3)《ずっとあい》

	死亡・重度障害	病気入院・事故入院	手術	合計
支払件数	97	25,827	18,324	44,248
解除	0	263	201	464
重大事由解除	0	0	0	0
免責および 支払対象外	12	177	1,634	1,823
お支払非該当 件数合計	12	440	1,835	2,287

用語解説

用語	内容
支払対象外	<p>ご請求内容が、規約に定める支払事由（各共済金の「お支払いする場合」）に該当しない場合、共済金をお支払いしません。</p> <p>ご契約のしおり：CO・OP共済《たすけあい》P50、51 CO・OP共済《あいふらす》P47 CO・OP共済《ずっとあい》終身医療P32 CO・OP共済《ずっとあい》終身生命P24、25</p>
免責事項に該当	<p>ご請求内容が、規約に定める免責事由（各共済金の「お支払いしない場合」）に該当すると判断した場合、共済金をお支払いしません。</p> <p>ご契約のしおり：CO・OP共済《たすけあい》P48、49、50 CO・OP共済《あいふらす》P45、46、47 CO・OP共済《ずっとあい》終身医療P31、32 CO・OP共済《ずっとあい》終身生命P24</p>
告知義務違反による解除	<p>契約者または被共済者が、契約の申し込みにあたって、故意または重大な過失により、告知事項について、事実を隠して申し込んだ場合や、事実でないことを記載して申し込んだ場合（告知義務違反）、契約引受団体は将来に向かってその契約を解除することができます。この場合、すでに払い込まれていた掛金は返還しません。</p> <p>ご契約のしおり：CO・OP共済《たすけあい》P64、65 CO・OP共済《あいふらす》P59、60 CO・OP共済《ずっとあい》終身医療P41、42 CO・OP共済《ずっとあい》終身生命P34、35</p>
重大事由解除	<p>共済加入後に、共済金等を詐取する目的で故意に事故を起こした場合や、共済金等のご請求に際して診断書偽造等の詐欺行為があった場合など、契約引受団体は将来に向かってその契約を解除することがあります。この場合、すでに払い込まれていた掛金は返還しません。</p> <p>ご契約のしおり：CO・OP共済《たすけあい》P65、66 CO・OP共済《あいふらす》P60、61 CO・OP共済《ずっとあい》終身医療P42、43、44 CO・OP共済《ずっとあい》終身生命P35、36</p>

※記載の「ご契約のしおり」のページ番号は、2017年9月版のものです。

お手元のしおりの種類・年度によっては、記載ページが異なる場合があります。

事例

免責・解除事由	概要
告知義務違反による解除	<p>共済金のご請求をいただきましたが、審査の結果、加入前5年間に糖尿病の診断を受け、投薬治療を行っていたにもかかわらず、告知いただいていたことが判明しました。</p> <p>このため告知義務違反として契約を解除しました。</p>
支払対象外事例	<p>手術共済金のご請求をいただきましたが、ご提出の書類から「検査目的」の手術であることを確認したため、支払対象外としました。</p>
免責事由に該当	<p>交通事故にて共済金のご請求をいただいておりますが、事故状況を確認した結果、飲酒運転中の事故であることが判明しました。</p> <p>このため、ご契約のしおりに記載の免責事由「法令に定める酒気帯び運転により生じた事故」に該当すると判断し、お支払い非該当といたしました。</p>